

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法について

はた だ こう じ ろ う

畑田康二郎

経済産業省 経済産業政策局産業再生課



I. はじめに

1. 改正に至る経緯

これまでわが国経済は、世界的な好景気による旺盛な外需に支えられ、2015年までに実質GDP成長率を年率2.2%程度成長させるという「新経済成長戦略」（2006年6月策定）の目標の実現に向け、着実な経済成長を実現してきた。

しかし、2008年度前半に起こった資源価格の高騰により交易条件は大きく悪化し、さらに、サブプライムローン市場の崩壊に端を発した世界同時不況等、戦略の策定当初に想定していた経済環境からは、外部環境が劇的に変化している。

(1) 法改正の背景—1

：新経済成長戦略改訂版

上記のような外部環境の変化を踏まえ、経済産業省は「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」を策定した。その後、関係省庁の施策を盛り込んだ上で、2008年9月19日に閣議決定された。

本戦略では、次の2つの基本戦略が示されている。

- (a) 「資源生産性」の抜本的向上に集中投資し、資源高時代・低炭素社会の勝者になる。
- (b) 製品・サービスの高付加価値化に向けてイノベーションの仕組みを強化するとともに、グローバル化を徹底し、世界市場を獲得する。

(2) 法改正の背景—2

：2008年度後半以降の経済危機

また、米国に本社を置くリーマンブラザーズ証券が、2008年9月15日にチャプターイレブン（連邦倒産法第11章）の適用を申請したことにより、世界的な金融危機は一層の深刻さを増し、わが国では輸出産業を中心に急激かつ大幅な需要の減少という事態に見舞われた。

さらに、金融危機により社債・CP市場が混乱し、企業が直接金融により資金調達することが困難になったことで、大企業・中堅企業の資金繰りも非常に厳しさを増してきた。

その結果、平成20年度の民間設備投資は前年度比10.7%減少、倒産件数は前年度比7.7%増加した。また、平成21年度のわが国の実質GDP成長率は、前年度比マイナス3.3%程度まで落

ち込むと予想されている（平成21年度政府経済見通し暫定試算（平成21年4月27日））。

(3) 改正法の制定・公布

このような中、改訂された戦略およびその後の経済状況の変化に対応しつつ、わが国経済の持続的成長軌道への回復を果たすため、資源や資金、知財や技術など経営資源の効率的な利用を可能とすべく、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が2009年2月3日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

その後、同法律案は衆議院、参議院における審議を経て、4月22日に参議院本会議で可決・成立し、4月30日に公布された（平成21年法律第29号）。本法律のうち、後述Ⅱ2(2)の日本政策投資銀行から企業への出資を円滑化する制度のみは、公布の日（4月30日）から施行され、その他の部分は6月22日に施行された。

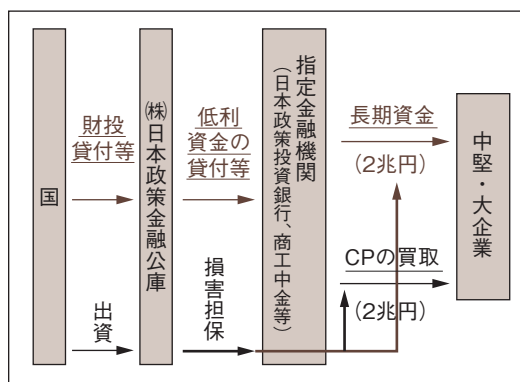
なお、法律名については、本改正により「産業活力再生特別措置法」から「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」と改められた（本稿では「産活法」の略称を用いることとする）。

2. 本稿の構成

本稿では、改正法の趣旨および概要を説明した上で、産活法に基づく認定計画の利用手続きを解説する。具体的には、以下の項目により構成されている。

- Ⅱ. 資金調達の円滑化
- Ⅲ. 資源生産性の向上
- Ⅳ. 株式会社産業革新機構
- Ⅴ. 中小企業再生支援の強化
- Ⅵ. 認定計画の利用手続き

図1 危機対応業務に係る融資・CP買収の概要



Ⅱ. 資金調達の円滑化

1. 制度設置の背景と趣旨

2008年9月の「リーマン・ショック」を契機に生じた金融危機を端緒とする実態経済の悪化は、中小企業のみならず、中堅・大企業の資金繰りの悪化をも招いた。言うまでもないことであるが、中堅・大企業が資金繰りに行き詰まり、万が一倒産するようなことがあれば、その下請や取引先の中小企業等や雇用、さらには経済社会全体への影響は極めて大きなものとなる恐れがある。

このような状況に対応するため、中堅・大企業向けの資金繰り対策を立案し、今回の金融危機に対応するための「危機対応業務」として、日本政策投資銀行や商工組合中央金庫を通じた2兆円規模の融資等が実施されることとなった（図1参照）。さらに、平成21年度第一次補正予算においても、制度や規模の拡充が盛り込まれた。

しかしながら、①危機対応業務は、現状では残念ながら日本政策投資銀行や商工中金を中心とするものであって、その他の民間金融機関を活用する制度ではないため、波及効果が限定的であること、②危機対応業務は融資を基本とし

たものであって、出資が対象となっていないことを問題視し、産業活力再生特別措置法の改正による新たな2つの制度の創設を検討した。

2. 制度の概要

(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度

① 概要

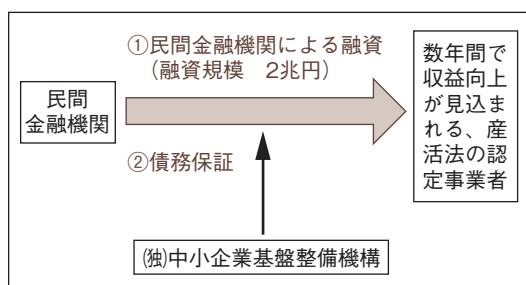
現状、中小企業のみならず、中堅・大企業の資金繰りも厳しく、今後も予断を許さない状況にあると思われる。この点、中小・小規模企業向けには、信用保証協会による「緊急保証制度」等があるが、中堅・大企業向けには、民間金融機関を活用した十分な対策は取られていない。

このため、より分かりやすくいえば、「信用保証制度の中堅・大企業版」として、新たな債務保証制度（法24条）を創設することとした。

なお、本制度は、中小企業のなかでも規模が大きく、信用保証制度では、保証額が十分でない中小企業も利用することが可能である。

本制度は、将来有望で一定期間内（原則3年以内）に収益性の向上が見込まれるものとして産活法の計画を策定し、大臣認定を受けた企業が対象となる。その企業が銀行等から融資を受ける際に、中小企業基盤整備機構という独立行政法人が保証を行うことによって、企業が融資を受けやすくするという制度である（図2参照）。

図2 債務保証制度の概要



現状、わが国の銀行等からすると、金融危機等の影響によって、①「一時的に」経営状況が悪化した企業への融資が難しくなっており（金融庁検査との関係もある）、②また、自己資本比率規制との関係でも融資が難しくなっている。

本制度は、このいずれの理由に対しても効果的であり、また、上述の保証料率等も銀行等の目線に合う、非常に興味を持っていただけるような設計となっている。

事実、すでにいくつかの銀行から具体的かつ積極的なご相談も受けており、大臣認定等、詳細が不明な点も含め、まずはぜひ担当課（経済産業政策局産業資金課）にお問合せいただきたい。

② 債務保証の条件

債務保証の条件としては、次のものを想定している。

- 融資額：1件当たりの融資上限を原則50億円
- 保証割合：原則50%（最大70%）
- 保証料率：原則0.4%（0.3%～0.5%）
- 融資期間：原則運転資金5年以内・設備投資資金10年以内

(2) 日本政策投資銀行から企業への出資を円滑化するための制度

① 概要

現下の情勢においては、数年後に収益向上が見込まれるものの、金融危機によって一時的に経営状況が悪化し、自己資本が減少することによって、銀行等からの融資が受けられない企業が生じる懸念がある。このような企業は、数年後に収益向上が見込まれるため、出資さえ受けられれば、財務内容が改善し、銀行等からの融資も受けられ、経営が軌道に乗っていくものと考えられる。

しかしながら、わが国では、特に金融危機後、その出資の担い手が極めて限定的であることに加え、当該問題に対応するための制度が十分に用意されていないことを踏まえて、金融危機の影響がある間に限り、時限的に、このような企業への出資を円滑化する制度（法24条の2）を創設することとした。

具体的には、一定期間内（原則3年以内）に企業価値を向上する等の事業計画（産活法の認定計画）を策定し主務大臣の認定を受けた企業のうち、国会でも活発に議論がなされ決定された「一定の要件」（後述②参照）を満たす企業に対し、日本政策投資銀行等が出資し、万が一、この企業が倒産等したことによって損失が生じた場合に日本政策金融公庫がその損失の一部を補填するという制度である（図3参照）。

なお、上述の「一定の要件」の中には、「民間金融機関が協調して融資等を行うこと」という要件もある。言うまでもないが、その是非はともかく、銀行が融資を行う企業は、やはり将来有望な企業が基本であり、事業会社自身や日本政策投資銀行に加え、他の銀行を含め、収益向上を図るためのきちんとした事業計画を策定し、これを実行できる企業が本制度の対象となる。

本制度の創設に際しては、さまざまな批判が出ることは当然予想されたが、このような批判を恐れて何も手を打たなかった場合、実態経済

に今まで以上の悪影響が生じ、結果として国益を大きく損なうことになることを強く懸念し、本制度を盛り込んだ法律改正案を国会に提出したものである。

② 利用のための要件

本制度を利用するためには、次の(ア)～(ウ)の3つの要件をすべて満たす必要がある。

(ア) 産活法に基づく事業計画の認定

産活法に定める事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画または資源生産性革新計画のうち、いずれかの認定を受ける必要がある。

事業再構築計画の場合の要件は、次のとおりである。

<事業再構築計画の場合>

以下の4要件をすべて満たす必要

(a) 生産性向上（以下のいずれかを達成）

- ROE：計画後－計画前 $\geq 2\%$
- 有形固定資産回転率：計画後 $\div$ 計画前 $\geq 5\%$
- 従業員1人当たり付加価値額：計画後 $\div$ 計画前 $\geq 6\%$

(b) 財務健全性（以下のすべてを達成）

- 有利子負債 $\div$ キャッシュフロー ≤ 10 倍（計画最終年度）
- 経常収入 $\geq$ 経常支出（計画最終年度）

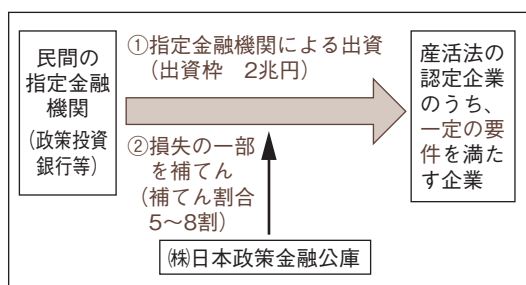
(c) 事業革新（以下のいずれかを達成）

- 売上比率：新商品 $\div$ 全商品 $\geq 1\%$ （計画最終年度）
- 商品1単位当たり製造原価等：計画後 $\div$ 計画前 $\leq 95\%$
- 売上伸び率：（計画後 $\div$ 計画前） $\geq$ 過去3年度業界平均 $+5\%$

(d) 雇用への配慮

- 計画について労使間の十分な話し合いを行うなど、従業員の地位を不当に侵害しな

図3 出資円滑化制度の概要



いよう十分な配慮を行うこと。

- (イ) 出資円滑化の支援を受けるための追加的要件（4要件）

また、出資円滑化の支援を受けるための追加的要件は、次のとおりである。

- (a) 内外の金融秩序の混乱により、急激に経営状況が悪化している。
 - ・ 四半期（3ヵ月）の売上高が前年同期比で20%以上減少（または、2四半期（6ヵ月）の売上高が前年同期比で15%以上減少等）
 - (b) 急激な経営状況の悪化により、融資だけではなく出資が必要。
 - ・ コベナンツ条項に抵触（または、自己資本の額が前年同期比で25%以上減少等）
 - (c) 国民経済の成長や発展に重大な影響を及ぼす。
 - ・ 国内従業員数（連結子法人を含む）が5千人以上（または、国内従業員数5千人以上の企業に代替困難な部品を30%以上供給等）
 - (d) 指定金融機関から出資を受けることができれば、他の民間金融機関から出融資等を受けることができる。
- (ウ) 日本政策投資銀行の審査
- さらに、日本政策投資銀行より、危機対応業務による出資の審査を受ける必要がある。
- ③ 本制度に関するその他の事項
- これらのほかに特筆すべき事項としては、次のものが挙げられる。
- ・ 出資枠：2兆円
 - ・ 補填割合：50%をベースとし、原則最大80%

Ⅲ. 資源生産性の向上

1. 改正の趣旨

2006年頃は、原油価格（WTI）は1バレル70ドル台から50ドル台にまで下落する傾向にあったが、2007年初頭以降、新興国の経済成長等を背景に原油価格は急激に上昇し始め、2008年7月には145ドルにまで至った。

現在は、世界的な景気低迷に伴い資源価格はピーク時から下落しているものの、現時点においても、原油については60ドル前後と、価格が安定していた2000年頃と比較すると2倍以上に上がっており、中長期的には新興国等の成長を背景に需要が増大するという構造的要因が存在することから、資源価格の高騰基調は今後も継続すると考えられる。

一方で、むしろこの「ピンチ」を「チャンス」と捉え、「資源生産性」の抜本的な向上に集中投資することで、持続的な経済成長を実現するための礎を築く必要がある。

しかし、景気が後退し将来の見通しが不透明な中、多くの企業はキャッシュフローの縮小に合わせて設備投資の計画を縮小または先送りし、「資源生産性」の抜本的な向上が困難な状況にある。

そこで、わが国に存在する経営資源の効率的な活用を図り、経済の新陳代謝の能力を高める1つの方策として、設備投資や販売戦略等の経営戦略上の重要な要素に資源生産性向上を組み込むことで、わが国全体としての資源生産性向上に繋げていく必要がある。

具体的には、「資源生産性革新計画」および「資源制約対応製品生産設備導入計画」の2計画を新たに追加し、わが国全体の資源生産性を高める事業者の取組みを強力に支援する。

2. 制度の概要

次の2計画は、申請企業の規模に限定がなく（世界的な大企業でも地方の中小企業でも申請可能）、計画中に位置付けられた設備投資に2009年度および2008年度の2年間は全額即時償却の特例が付いており（金融危機を踏まえた経済対策の一環）、当該即時償却は一定の効果がある設備であれば、どの業種のどのような設備でも対象となり得る上に、一定の施設（建物等）まで対象に含んでいることから、支援策の活用可能性が相当に大きい。

ご関心を持たれた方は、担当課（経済産業政策局産業再生課）にお問合せいただきたい。

(1) 資源生産性革新計画

企業または事業所の資源生産性（エネルギー使用量またはエネルギー起源二酸化炭素排出量当たりの付加価値額）を高める事業計画の認定を行う（2条8項、12項、11条）。

① 申請単位

企業単位のほか、年間エネルギー使用量が原油換算3,000kl以上の事業所単位でも申請を可能とする。

② 計画の認定基準

次のいずれかの基準を超えることを要件として課す。

(a) エネルギー生産性（※1）を6%以上向上かつ炭素生産性を悪化させない。

(b) 炭素生産性（※2）を7%以上向上かつエネルギー生産性を悪化させない。

※1 エネルギー生産性＝付加価値額（※3）／エネルギー消費量

※2 炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量

※3 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

（注）経済情勢の急速な悪化を踏まえた暫定措置として、2010年度末までの間に計画に基づく具体的な措置（組織再編や設備投資）を実施する計画については、「エネルギー生産性を4%以上向上」「炭素生産性を5%以上向上」と認定基準を緩和する。

③ 資源生産性革新設備等の基準

(ア) 資源生産性を向上させる設備

認定計画に基づき導入する次の設備等のうち、一定の基準を超えるものについては、当該設備等を事業の用に供した初年度に、全額を費用として即時償却することを認める。

(a) 導入される事業所の資源生産性を向上させるために必要な機械および装置一式（設備の種類に限定はない。一定の効果がある設備であれば種類を問わず対象となる）

(b) 導入される事業所の資源生産性を向上させるために必要な建物、建物附属設備または構築物（次のいずれか）

(i) 設備と施設が一体となって資源生産性を向上させるもの（人の活動環境を改善するための空調機器の稼働により資源生産性を向上させる場合を除く）（具体例としては、クリーンルーム、自動倉庫、データセンター）

(ii) 物流効率化のための倉庫

(イ) 一定の基準

超えるべき「一定の基準」とは、次のとおりである。

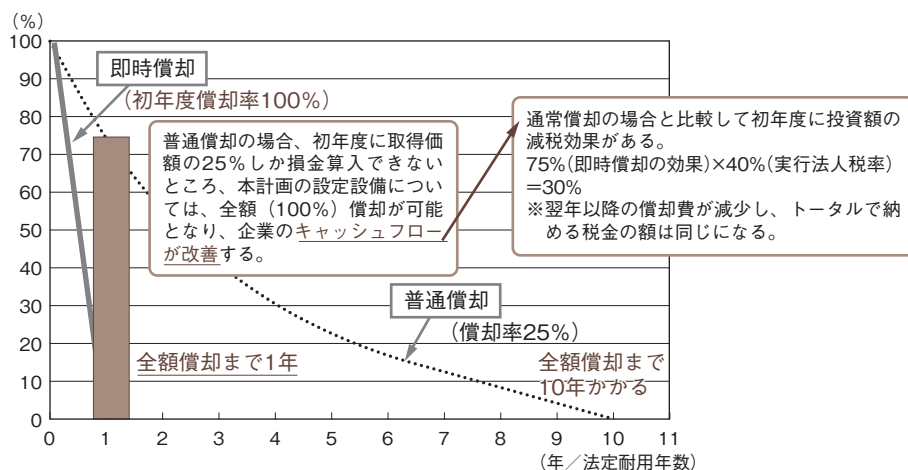
(a) 既存の事業所については、導入する事業所の資源生産性を導入前後で1%以上向上させるもの、または付加価値を一定としたときに原油換算500klの省エネと同等の効果があるもの。

図4 初年度即時償却について

◆取得価額の全額（100％）を初年度に償却することを可能とする。

※益金と相殺しきれない場合は翌年に繰り越すことも可能。また、欠損金は7年間繰越が可能。

◆法定耐用年数10年の設備の場合の、普通償却との差



- (b) 新設事業所については、計画開始時のエネルギー使用量の予測値をベースに、企業全体の資源生産性から「計画開始前の新設事業所の資源生産性」を計算した上で、既存事業所と同様に扱う。

④ 受けることのできる支援措置

受けられる支援措置を分野ごとに掲げると、次のとおりである。

(ア) 税制支援

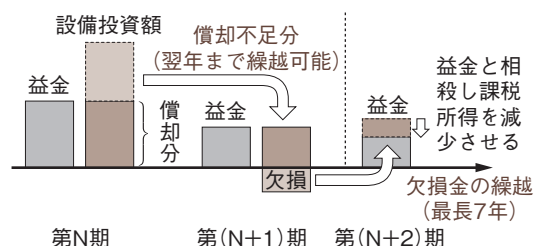
- ・登録免許税の軽減（会社設立時▲0.35％等）
- ・不動産取得税の軽減（事業譲渡等▲1／6）
- ・設備投資額の特別償却（平成23年3月末まで即時償却100％、24年3月末まで設備30％、建物15％）（図4・5参照）

(イ) 金融支援

- ・設備投資に必要な資金に対する中小企業整備基盤機構の債務保証
- ・資源生産性革新の実施に必要な資金の指定金融機関の出資に対する損失補填
- ・中小企業投資育成会社による設備投資資金の株式の引受け

図5 償却不足額の繰越について

- ▶初年度全額即時償却制度において償却しきれない金額については、翌事業年度に繰り越して償却することが可能
- ▶また、翌事業年度に繰り越してもなお、償却しきれない場合は、損金として計上し、欠損金の繰越制度を利用することにより、最長7年間、益金と相殺することが可能。即時償却についても同様の制度となる見込み



(ウ) 規制の特例

- ・貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法の許認可のみなし取得特例
- ・会社法特例（略式再編、現物出資の検査役調査免除、株式併合の特例等）
- ・民法特例（事業譲渡時の債権者のみなし同意）

(2) 資源制約対応製品生産設備 導入計画

資源制約の顕在化に対応して新たな市場の開拓を行うための製品を生産する計画の認定を受けた者に対して、その製品を生産・販売計画の認定を行う（法2条13項、16条）。

① 共同申請の方法

最終製品を作る者とその専用部品を作る者が共同申請する場合は、それぞれの者が申請書・資料を主務大臣に直接提出できる（取引先同士で、設備計画、生産・販売計画や資金計画を見せ合わなくても申請できる）。

② 資源制約対応製品生産設備の基準

次の(a)および(b)を共に満たす設備について、事業の用に供した初年度に全額を費用として即時償却することを認める。

(a) 対象となる設備は、資源制約対応製品または専用部品等の生産を行うために必要不可欠な機械および装置一式であること。

(b) 対象となる設備を「専ら」資源制約対応製品または専用部品等の生産に使用すること（当該設備で対象製品を初年度は50%以上、2年目以降は原則100%生産すること）が確認されること。

また、資源制約対応製品によ

表1 資源制約対応製品について

				トップランナー 基準達成率
1 エアコンディショナー	用途	形態		
	家庭用	壁掛け形		100
		壁掛け形以外		100
		マルチタイプ		93
	業務用			93
2 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具				119
3 テレビジョン受信機	種別			
	液晶パネルを有するもの			165
	プラズマディスプレイパネルを有するもの			154
4 複写機				419
5 電子計算機	種別	伝送路数	記憶容量	
	サーバ型	64以上		1108
		8-64		1848
		4-8	16以上	988
			16未満	1188
		4未満	16以上	1961
			4-16	1625
			2-4	257
	クライアント型			579
	6 磁気ディスク装置	種別	ディスクサイズ	ディスク枚数
	単体	75mm超	1	321
			2又は3	316
			4以上	409
		50-75mm	1	619
			2又は3	556
			4以上	717
		40-50mm	1	1929
			2以上	649
	サブシステム			706
7 ビデオテープレコーダー				179
8 電気冷蔵庫				122
9 電気冷凍庫				142
10 ストープ	種別			
	ガスストーブ			100
	石油ストーブ			100
11 ガス調理器	種別			
	こんろ部を有する			100
	グリル部を有する			100
	オープン部を有する			105
12 ガス温水機器	種別			
	(通常)			112
	ガス瞬間湯沸かし器及びガスふろがま			102
13 石油温水機器				100
14 電機便座				104
15 自動販売機				81
16 変圧器	種別			
	油入変圧器			144
	モールド変圧器			148
17 ジャー炊飯器				100
18 電子レンジ				102
19 DVDレコーダー	種別			
	デジタル放送受信機を内蔵していない			116
	デジタル放送受信機を内蔵している			126
20 照明用白色発光ダイオード装置				
21 一般照明用電球形蛍光ランプ				
22 太陽熱利用集蓄熱装置		75平米未満	熱媒循環機構を有する	
23 蓄電装置		29kWh未満	太陽光又は風力と同時に設置	
24 燃料電池設備		1.5kW以下		

る新市場開拓（販路開拓）の基準は、次の点が確認されることを要する。

- (a) 当該資源制約対応製品（最終製品）：当該製品に十分な販路が開拓されていること。
- (b) 専用部品等：当該専用部品等が資源制約対応製品の一部としてのみ使用され、かつ、使用される資源制約対応製品について十分な販路が開拓されていること。

③ 指定する製品の内容

詳細は、資源制約対応製品を個別に列挙して指定しており、表1のとおりである。

なお、省エネ法で定めるトップランナー基準対象製品については、各カテゴリの製品ラインナップの中でエネルギー消費効率において上位20%に入る製品を対象とすることとしており、表の右欄の数値以上の製品に限る。

また、下記の金属鉱産物を著しく大量に使用（日本全体の年間総使用量の1%以上）する計画については、個別計画の認定において、これを認めない（蓄電装置、燃料電池設備を除く）こととしている。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が国家備蓄を実施しているレアメタルであるコバルト、タングステン、バナジウム、モリブデン、ニッケル、マンガン、クロム

④ 受けることのできる支援措置

受けられる支援措置を掲げると、次のとおりである。

- ・設備投資額の特別償却（平成23年3月末まで即時償却100%、平成24年3月末まで設備30%、建物15%）
- ・設備投資に必要な資金に対する中小企業整備基盤機構の債務保証
- ・中小企業投資育成会社による設備投資資金の株式の引受け

Ⅳ. 株式会社産業革新機構

現下の経済危機や世界経済の構造変化に対応するため、わが国として、次世代の国富を担う産業が創出されることが必要であるが、優れた技術等が大企業、中小企業、ベンチャー企業、大学等に分散しているため、これらの技術等を十分に活かし、社会的ニーズに対応した事業の創出につながっていない。産業や組織の枠を越えて技術等の経営資源を組み合わせる革新的な事業形態（以下「オープン・イノベーション」という。）により、成長性の高い市場において新たな製品やサービスを生み出す等、新たな付加価値を創出する取組みが重要である。

法2条14項に規定する特定事業活動とは、オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動および当該事業活動を支援する事業活動であり、株式会社産業革新機構（以下「機構」という。）は、このような特定事業活動を行う事業者に対して、出資等により支援を行う時限的組織である（法第2章の2）。政府は、平成21年度予算において、機構に対する出資金として400億円を計上している。また、平成21年度補正予算により、出資金420億円が追加され、10兆円の借入に対する政府保証枠が認められた。

機構は、支援基準（法30条の24第1項）に従い、特定事業活動のうち、①社会的ニーズに対応し、②高い成長性が見込まれる、③事業形態の革新性を有する事業活動を行う事業者に対して、長期のリスクマネーを供給し、助言等の経営支援を通じて事業者の成長を支援するとともに、業務全体としての収益性の確保等について留意することを検討中である。

投資対象のイメージとしては、たとえば、①基礎研究分野において、大学等の組織の壁を超

えて技術を集約し、組み合わせてライセンス供与するもの、②ベンチャーキャピタル・中小ベンチャー企業と、事業化を担う大企業等とをつなぐ「セカンダリー投資」の仕組みを創設するもの、③技術的に優位であるものの十分に価値を発揮できていない事業や技術を括りだし、他と組み合わせて資金・人材を集中投下するもの等が想定される。

機構による対象事業者に対する特定事業活動の支援の内容としては、出資を基本として、必要に応じて貸付け等を行うものとし、併せて助言等の経営支援を行うこととなる。

機構においては、有望なシーズの評価、具体的な投資判断、投資後の経営支援等を的確に行うため、実績のある民間人材を活用することを検討している。

機構による支援を通じて、わが国経済の次世代の国富を担う産業が創出され、わが国経済の持続的発展に資することが期待される。

V. 中小企業再生支援の強化

1. 改正の背景と趣旨

中小企業の中には、現に採算性のある、または再建可能性のある事業部門を有するものの、過去に抱えた多額の負債や不採算部門が存在することにより、企業全体としての経営が圧迫され、本質的には失われる必要のない事業までが喪失することがある。

これにより、労働者の経験やノウハウを生かす機会の喪失、設備等の活用機会の喪失、過去の投入資本・資金の喪失等の経営資源の散逸が起り、付加価値創出機会が失われ、結果として「中小企業の活力の再生」およびその延長上にある「我が国の産業活力の再生」が阻害される。

したがって、可能な限りの事業再生を図る

ことは、わが国の産業活力の再生を実現する上で、極めて重要な役割を果たす。

原油・原材料価格の高騰、サブプライムローン問題に端を発する金融収縮の影響により、前回の産活法改正後の2007年月中旬以降、景況感は急激に悪化し、2003年以前の水準にまで下落する事態に発展している。このような事態に対応するため、総合経済対策等の緊急対策として、セーフティネット金融の拡充、下請取引の適正化等にも取り組んでいる。しかしながら、中小企業の景況回復に関する見通しは未だ得られておらず、今後のさらなる悪化を懸念する声が多い。

以上を踏まえ、「中小企業承継事業再生計画」を創設し、第二会社方式による抜本的な債務処理を用いた中小企業の事業再生を支援し、中小企業およびわが国経済の活力の再生を図っていくこととしたい。

2. 中小企業承継事業再生計画の概要

過大な債務等により、事業の継続が困難となっている中小企業が、会社分割または事業譲渡により、その事業の全部または一部を他の事業者へ承継させ、その事業の強化・再生を図る計画の認定を行う（法2条21項？23項、39条の2）。

① 申請単位

申請単位は、過大な債務を負っている中小企業およびその事業を承継しようとする事業者である。

② 計画の認定基準

図6に掲げる要件を満たす計画を認定する。

③ 受けることのできる支援措置

受けられる支援措置を分野ごとに掲げると、次のとおりである。

(ア) 許認可承継の特例

次に掲げる許認可の承継を希望する場合には、それに基づく地位を記載した中小企業承継事業再生計画の認定を受け、当該計画に従って事業を承継した場合、事業を承継する事業者が当該許認可に基づく地位を承継できる。

- ・旅館業法3条1項の規定による許可
- ・建設業法3条1項の規定による許可
- ・火薬類取締法3条および5条の規定による許可
- ・道路運送法4条1項の規定による許可
- ・ガス事業法3条および37条の2の規定による許可

- ・熱供給事業法3条の規定による許可
- ・貨物自動車運送事業法3条の規定による許可

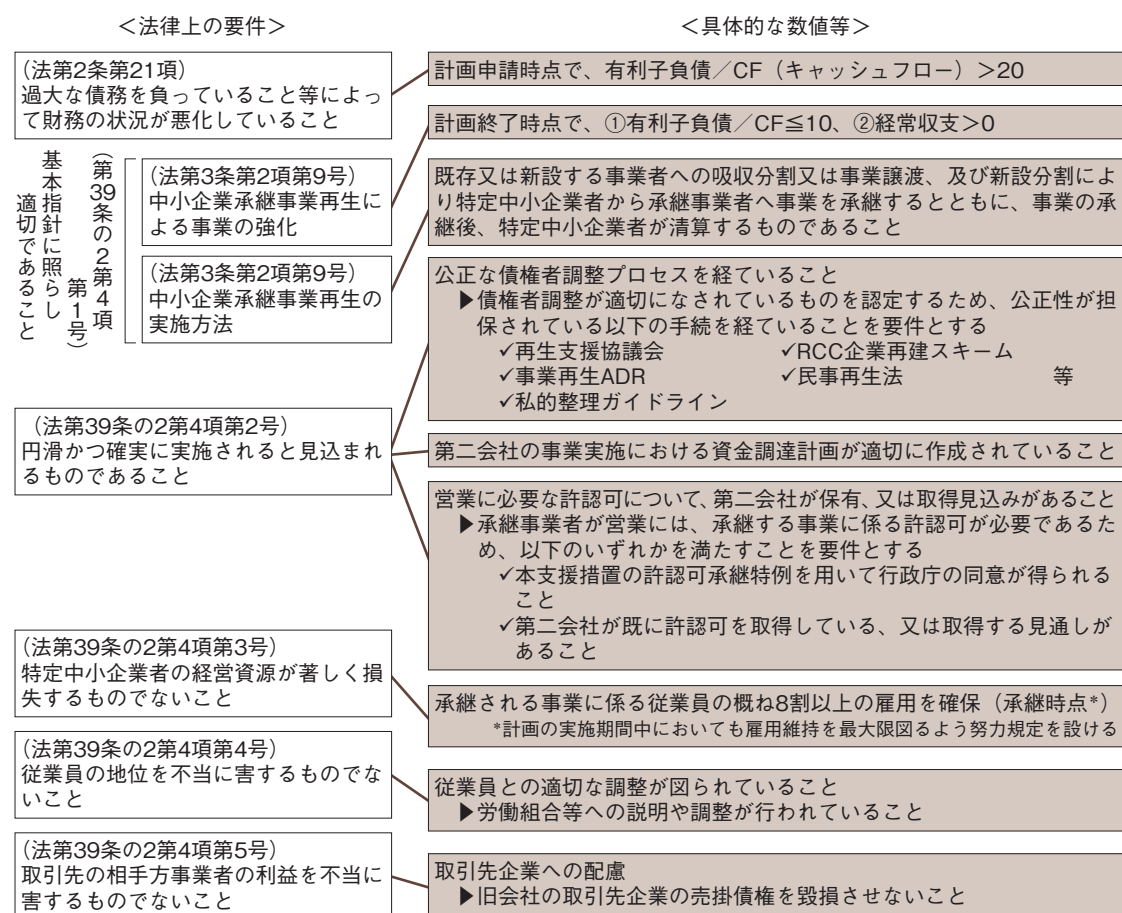
(イ) 税制支援

- ・登録免許税の軽減（会社設立時▲0.35%等）
- ・不動産取得税の軽減（事業譲渡等▲1/6）

(ウ) 金融措置

- ・日本政策金融公庫からの低利融資
- ・中小企業投資育成株式会社の出資等限度額の引上げ
- ・信用保険の別枠化

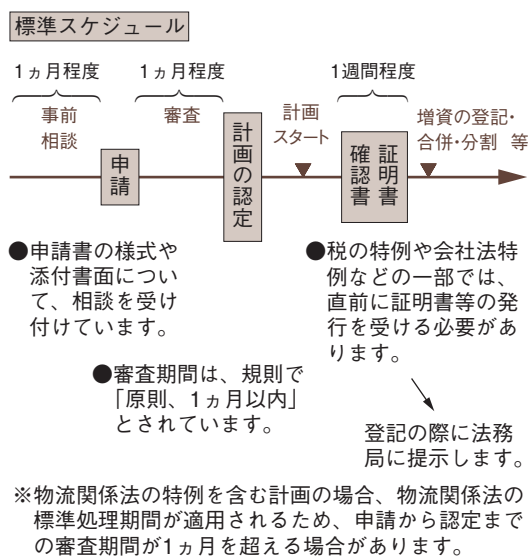
図6 中小企業承継事業再生計画の要件



VI. 認定計画の利用手続き

1. 申請のスケジュールについて

産活法に基づく認定申請をする場合には、計画の開始を予定している時点から約2ヵ月前をメドに事前相談をいただきたい。この事前相談の段階では、おおまかな概要が分かる資料をも



とに、産活法の目的や要件に合致しているかを検討。その後、正式な申請書の作成や数値要件の根拠等を精査することになる。また、出資の円滑化措置や中小機構の債務保証を含む計画については、金融機関との事前相談が必要となっている。

2. 申請窓口

各事業を所管する省庁にて申請を受け付けている。複数の官庁にまたがった事業を行っている場合は、まずは計画している主な事業を所管している官庁にご相談いただきたい。複数省庁による共同認定となるケースもある。

また、経済産業省では、企業規模に応じて全国9ヵ所の各地方経済産業局でも手続きが可能。また、中小企業者の有する経営資源を承継して再生を図る「中小企業承継事業再生計画」の認定については、すべて各地方経済産業局での受付となっており、最寄りの地方経済産業局または中小企業再生支援協議会までご相談いただきたい。

3. 申請資料等について

申請資料の様式や記載例（テンプレート）については、下記ウェブサイトを参照されたい。

http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/index.html

JF
TC

主な業種	官庁	担当課	電話番号
製造業、流通業など	経済産業省	産業再生課	03-3501-1560
金融機関など	金融庁	監督局総務課	03-3506-6000
警備業など	警察庁	生活安全企画課	03-3581-0141
通信・放送業など	総務省	情報通信政策課	03-5253-5735
酒造業など	財務省	国税庁酒税課	03-3581-4161
医薬品製造業など	厚生労働省	医政局経済課	03-5253-1111
食品産業など	農林水産省	食品産業企画課	03-3502-8111
建設業、運輸業など	国土交通省	建設市場整備課・政策課	03-5253-8111
廃棄物処理業など	環境省	総合環境政策局総務課	03-5521-8224